

茨城県近代美術館友の会会則

(名称)

第1条 茨城県近代美術館友の会（以下「友の会」という。）と称し、事務局を茨城県近代美術館内に事務局を置く。

(目的)

第2条 友の会は美術を愛好する第4条の会員をもって組織し、茨城県近代美術館、つくば分館及び天心記念五浦分館（以下「美術館」という。）活動に協力するとともに美術を通じて会員相互の親睦を図り、もって本県文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 友の会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 鑑賞会、研修会の開催
- (2) 会報等の発行
- (3) 美術館の事業に対する協力
- (4) その他、友の会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 友の会は本会の目的に賛同し、所定の会費を納めた者を会員とする。

なお、入会については、随時受付を行うものとする。

(会員の種類と会費)

第5条 会員の種類と年間の会費は表1のとおりとし、会費は4月に納入するものとする。但し、特別会員及び法人会員については9月に納入することができる。

- 2 一般会員、ファミリー会員及び学生会員については、入会の当初年度に限り、入会時期に応じて、表2に示す会費とする。

(表1)

種類	会費	対象者
一般会員	3,000円	
ファミリー会員	5,000円	・一般会員とその親族の方で、一般会員一名につき一名まで
学生会員	2,000円	・大学生、高校生、その他の学生で15歳以上24歳以下
特別会員	20,000円	・友の会活動に賛同され支援される会員で、個人及び法人
法人会員	20,000円	

(表2)

会員の種類	入会時期（月）と年額会費（円）		
	4月～7月	8月～11月	12月～3月
一般会員	3,000円	2,000円	1,000円
ファミリー会員	5,000円	3,000円	2,000円
学生会員	2,000円	1,500円	500円

(会員証)

第6条 会員には会員証を発行する。

2 会員証の有効期間は、会員証発行規約により2年以内とする。但し、退会等により会員の資格を失った場合はその限りではない。

3 会員証は、会員以外の者に貸与又は譲渡してはならない。

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 会報、美術館ニュース等の配付
- (2) 企画展等の無料観覧
- (3) 美術館出版物等の購入割引
- (4) 友の会主催の行事への参加 等

(役員及び職務)

第8条 友の会に次の役員を置く

- (1) 会長 1名
会長は、会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 若干名
副会長は、会長を補佐し、必要あるときには会長の職務を代行する。
- (3) 理事 若干名
理事は、友の会全般の運営に携わる。
- (4) 監事 2名
監事は、友の会の会計及び会議の監査を行う。
- (5) 代議員 若干名
代議員は、付議された事項の審議を行う。

2 友の会に顧問を置くことができる。顧問は、会長の求めに応じて友の会の運営に指導助言を与える。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(役員選出)

第10条 役員選出は次により行う。

- (1) 会長は理事の互選とし、副会長は会長が任命する。
- (2) 理事及び監事は、代議員会の推薦により会員の中から選出する。
- (3) 代議員は会員の中から理事会の推薦を受け会長が任命する。

(会議)

第11条 本会の会議は次によるものとし、会長が召集する。

- (1) 代議員会はすべての役員により、年一回次の審議を行う。
 - ・ 予算及び決算
 - ・ 事業計画と報告
 - ・ 役員選出
- (2) 定例理事会は、年二回次の審議を行う。
 - ・ 決算、予算、代議員会議への付議事項、その他会長が必要と認める事項

(3) 臨時会議は、緊急に審議が必要となる事案があるときは臨時の会議を開催する。

2 会長が必要と認めるときは、美術館の関係者等を会議に出席させることができる。

(委員会の設置)

第12条 会長は、友の会の目的達成のため必要に応じて委員会を設置することができる。

2 委員は会員の中から理事、代議員の推薦を受けた者から会長が選任する。

3 委員会には委員の互選により委員長を置く。

4 会長が必要と認めるとき、委員長は友の会の定例会議に出席することができる。

第13条 前第12条の規定により、友の会の円滑な運営のために企画委員会及び会報委員会を常置する。

2 企画委員会は、友の会の主催する各種行事の企画・運営に当たる。

3 会報委員会は、友の会の会報「游美」の発行に当たる。

(支部の設置)

第14条 友の会に支部を置くことができる。

2 支部には支部長を置く

(事務局)

第15条 友の会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局には必要に応じて事務局長を置くことができる。事務局長は原則として理事の中から委嘱する。

(経費)

第16条 友の会の運営に要する経費は、次の経費をもって充てるものとする。

(1) 会費

(2) 事業収入

(3) 寄付金

(4) その他の収入

2 事業の必要に応じ、実費に見合う経費を参加者から徴収することができる。

(会計)

第17条 友の会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(会則の改正)

第18条 友の会の会則の改正は、代議員会において出席者の過半数をもって行うことができる。

(その他)

第19条 ここに定めるものの他必要な事項は会長が別に定める。

付則

この会則は、昭和63年9月17日より施行する。

平成23年6月25日 一部改正

平成24年5月26日 一部改正

平成26年5月9日 一部改正

平成27年5月8日 一部改正

平成28年5月14日 一部改正